

末期鎌倉幕府特権的支配層の所領形成と在地社会

プロジェクト代表者：清水 亮(教育学部・准教授)

1.問題の所在

末期鎌倉幕府の政治体制については、従来北条氏一門の専制政治とそれに伴う日本列島各地への所領拡大が重視されてきた。だが、近年、末期鎌倉幕府において北条氏一門にとどまらず、北条氏被官・有力御家人・法曹官僚層などを構成要素とし、幕府独自の職制・家格によって系列化される「特権的支配層」の存在が重視されつつある(細川 2000)。しかし「特権的支配層」を構成する有力御家人や法曹官僚層については、経済基盤、所領形成の契機、所領配置と幕府政治との関わりの如何などが未解明の状況にある。本研究の目的の一つは、末期鎌倉幕府「特権的支配層」の所領分布・所領配置の意味を読み解く素材となる、彼らの関係史料を博捜することにある。

本研究のもう一つの目的は、末期鎌倉幕府の「特権的支配層」の権益が設定された所領において、在地社会にどのような変容が見出せるのか、という問題である。この問題の解明に迫るには、「特権的支配層」の所領データの蓄積のみならず、フィールドを特定し、ある所領において「特権的支配層」の所領が設定されたことによって所領内の各勢力のあり方がどのように影響を受けたのか、という視角から、末期鎌倉幕府「特権的支配層」の所領形成の歴史的意義を幕府政治・在地社会双方の視点から捉えることが必要である。

2.研究の方法と成果

末期鎌倉幕府「特権的支配層」の所領分布・所領配置の意味を読み解くためには、彼らの所領データベースを作成することが必要である。末期鎌倉幕府の「特権的支配層」の中で所領の全容がほぼ明らかなのは北条氏一門(秋山 2006)、末期鎌倉幕府における最有力者の一人安達氏(清水 2007)であり、その他の「特権的支配層」の所領分布については研究がほとんどなされていない。そこで、本研究では、まず、鎌倉時代の古文書を網羅した『鎌倉遺文』(全42巻・補遺全4巻)と関東地方における南北朝時代の古文書を網羅した『南北朝遺文 関東編』(1・2巻〈刊行途中〉)の総めぐりによって、北条氏・安達氏以外の「特権的支配層」の所領データの蓄積を始め、上記の史料集に関しては事例収集とデータベース化を終了した。

しかし、「特権的支配層」は末期鎌倉幕府の指導的立場にあったため、その所領が建武新政・足利政権下で没収対象として認識されている例がまみられる。本研究の研究期間で総めぐりによるデータ収集を終了した史料集のほか、『南北朝遺文 九州編』(全7巻)・『南北朝遺文 東北編』(全2巻〈刊行途中〉)・『南北朝遺文 中国四国編』(全6巻)のほか、『南北朝遺文』が刊行されていない地域では各自治体史による史料検索が必要で

ある。よって現時点では、末期鎌倉幕府「特権的支配層」の所領分布のデータの公開・分析結果の発表は早計であると判断した。現在もデータの収集作業を継続しており、近年中に末期鎌倉幕府「特権的支配層」の所領分布、所領形成の契機、所領の機能についてデータと私見を提示したい。

末期鎌倉幕府「特権的支配層」の所領形成が在地社会に与えた影響をさぐる方法としては、さきにふれたように、ある所領を特定して、その所領の関係史料と現地の状況を調査・分析する方法があげられる。すでに私は、幕府高官の権益が設定され、かつ一部が鎌倉幕府直轄領になった越後國小泉荘を題材として、幕府中枢部による小泉荘支配の強化の背景には出羽で起こったエゾ蜂起という軍事的問題が存在したこと（清水 2007）、幕府中枢部の権益が小泉荘に設定された結果、同地の地頭色部一族の一部が「特権的支配層」との関わりを求めて惣領から自立し、また小泉荘がエゾ鎮圧の後方基地とされた結果、色部氏・小泉氏といった現地の領主の負担が増加し、領主相互の緊張関係が醸成されたことを明らかにした（清水 2008）。本研究では、エゾ鎮圧のための后方基地とされた日本海交通の要衝である小泉荘の特性に注目して、色部一族の動向を規定する現地の地勢・産業との関わりを明らかにした。すなわち、現地調査の結果、色部一族内部の力関係は、日本海交通に直接アクセスできる条件の所領を分与されたか否かで決まってくる事が判明した。そして、日本海交通に直接アクセスできる条件の所領を持った色部庶子は、北条氏などの末期鎌倉幕府「特権的支配層」に密着し、そのような条件をもたない庶子が色部惣領に依存したことを明らかにした（成果の詳細は 2010 年発表予定）。

また、平家没官領であったため鎌倉幕府直轄領となり、その結果、地頭真壁氏の上に幕府高級官僚三善氏・二階堂氏の権益が設定された常陸国真壁荘を題材として、中世文書に加えて現地調査・江戸時代の村絵図・明治期の地籍図・昭和初期の字切図を駆使して、地頭真壁氏の拠点空間と在地支配のあり方を明らかにした。すなわち、平家一門の権益を奪取した鎌倉幕府によって真壁郡の北半が真壁荘となり、南半が国衙領のままであるという政治的条件、郡を東西に分割する桜川という河川の存在によって、真壁郡は政治的・自然的条件によって四分割されるという前提を据えた。そして、これら四つのブロックにおいて地頭真壁氏はどのような支配を行ったのか、という問題について、居館跡の立地に着目し分析・調査を行った結果、院政期・鎌倉期における真壁氏の真壁郡支配が田地開発・寺社との融合による地域社会の安定化・「宿」との融合による流通・交通の支配という社会の諸産業・信仰のあり方すべてにわたるものであったこと、真壁氏の多様な社会的機能を館の立地が体現していることを明らかにした。

〈引用文献〉

細川重男『鎌倉政権得宗専制論』（吉川弘文館、2000）

秋山哲雄『都市鎌倉と北条氏権力』（吉川弘文館、2006）

清水 亮『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』（校倉書房、2007）

清水 亮「南北朝期における在地領主の結合形態」（『埼玉大学紀要 教育学部』57-1、2008）